

評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人かたかご会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 60,000 円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 20,000 円以内とする。
- 3 評議員の報酬は、年俸として1人当たり一律 10,000 円とする。
- 4 非常勤役員の報酬は、年俸として1人当たり一律 10,000 円とする。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。